

別表

令和 7 (2025) 年度 Z E V 普及促進事業業務委託 評価基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

(100 点満点)

区分	評価項目	配点
1 企 画 提 案 力	(1) 安全対策は十分に講じられているか。	20
	(2) 参加者が ZEV の性能や導入メリットについて、十分に理解でき、ZEV の普及促進効果が期待できるものとなっているか。また、広報は集客が見込まれる効果的なものとなっているか。	20
	(3) 試乗体験の待ち時間を有効に活用し、セミナーを開催する等、全体スケジュールにおいて、試乗会の円滑な運営に向けた工夫がなされているか。	10
	(4) 提案内容に関する補足説明が明確で、取組意欲が強く感じられるか。	10
	(5) 他の提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。	10
2 業 務 遂 行 力	(6) 実施体制・実施スケジュールは、業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
	(7) 企画提案者は、本業務と同程度の集客を見込んだイベントの実施等、十分な実績を有しているか。	10
	(8) 見積額は適切に積算したものか。また、業務内容に見合った適切な額となっているか。	10
合計		100